

衆第百九十二回国会 財務委員会議録 第八号

平成二十八年十一月十六日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長

御法川信英君

理事 井上 信治君 理事 土井 亨君
理事 藤丸 敏君 理事 宮下 一郎君
理事 山田 賢司君 理事 木内 孝胤君
理事 伴野 豊君 理事 伊藤 渉君
理事 上田 勇君 理事 石崎 徹君
大岡 敏孝君 大見 正君 胜俣 孝明君
斎藤 洋明君 助田 重義君 津島 淳君
福田 達夫君 村井 英樹君 中島 克仁君
古本伸一郎君 濱地 雅一君 宮本 徹君
宮本 龍司君 小泉 龍司君

同日 同日 同日

辞任

補欠選任

岩田 和親君

中島 克仁君

鷺尾英一郎君

岩田 和親君

中島 克仁君

鷺尾英一郎君

岩田 和親君

中島 克仁君

鷺尾英一郎君

岩田 和親君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

ざいます。

今回改正となります法律のうち、まず、銀行等の株式の保有の制限等に関する法律についてお尋ねしたいと思います。

この法律は、金融機関が持ち合い株式等の資産を抱えていると市場のリスクにさらされること、さらには、企業の健全性の観点からも持ち合いを解消することなどの必要性がある一方で、一気に市場に売却するとさまたま混乱があることから、株式買い取り機構が一旦引き受けけるという形をとっているものと承知しております。

そこで、まずお尋ねします。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

まで買取りの対象となつておるんですが、これを購入対象とする必要性は何なのか、これは政府参考の方からお尋ねしたいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、銀行等保有株式取得機構は、株式の過度な価格変動リスクが銀行の健全性に影響を与えることを防止するため、市場外での株式処分の受け皿として、そして、銀行のリスク資産の処分を円滑に進める目的一として設立されたものでございます。

こうした機構の設立趣旨に鑑みまして、価格変動リスクが大きく、銀行の健全性に影響を与える過度の信用収縮につながる懸念のある有価証券は買取り対象に含め得るといった考え方から、議員立法で行われました株式保有制限法の平成二十一年第二次改正におきまして、今御指摘のETFやJ-REITが買取り対象に追加されたものといふうに承知をしております。

○山田賢(委員) ありがとうございます。

統一して、株式買取り機構が買取った株式を、買取るのはいいんですけれども、その後どのように処分していくのか。もちろん、市場に関することなので、どんな株式をいつ幾ら売るといふことは言えないとは思つておるんですけれども、大きな方針みたいなものは決まつておるんでしょう。これもまた政府参考の方からお尋ねしたいと思いま

す。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

銀行等保有株式取得機構は、改正後の株式保有制限法において、平成四十四年三月末までに解散するということになります。したがいまして、銀行等保有株式取得機構は、買取った株式等について、その存続期限であります平成四十四年三月末までに、市場の状況等を踏まえながら処分を行つていくことになります。

その際、銀行等保有株式取得機構は、一つには、損失発生を極力回避すること、それから、株式の処分が株式市場に与える影響を極力回避すること

といった事項を考慮して株式の処分方針を定めて

いるところでございます。

今後の具体的な株式等の処分については、この処分方針に基づいて機構において適切に判断がなされるものと考えていますが、金融庁としましても、その状況をよく注視してまいりたいと考えております。

○山田賢(委員) ありがとうございます。

大きな方針ということはそういうことなんですが、四十四年というとまだ先で、ほとんど半永久的といふか、持ち続けるような格好になるんですね。実際に処分の実績をお伺いしますと、上場廃止になる株式とかそれ以外はほとんど売られていないということなんですね。

○山田賢(委員) ありがとうございます。

いつ売れとは言いませんが、ぜひ積極的に売却を進めて、できるだけ資産の圧縮、そして、利益

があるのであれば、利益を吐き出して資本の充実に充てていただきたいと思っております。

別の観点からいようと、保有している株式を市場で売却すると市場が下がるから売らないといふこと

であれば、この機構を民間の機関と捉えるか公的機関と捉えるかは別として、機構がいつまでも保有し続けるということとは、かえって市場の健全性というものを逆にめがめいでいるのではないかと思いませんが、この辺についてどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○池田政府参考人 繰り返しのお答えになります

で、民間のことにより出するなどいう考え方もある一

方で、機構の資金調達に關しては政府が債務保証ができる仕組みになつてゐる。といふことは、今

持つてある資産の含み益を吐き出して資本を割り込んだ場合には、国民負担につながる。といふこと

とであれば、ある程度はやはり政府が関与して、リスクを減らしていくといふことも必要なでは

ないかなと。

むしろ、金融市場が不安定なときというのは売れないのに売れないの、買取つてあげないとけな

い。だから、株価が安定しているときこそ、逆に、徐々に売却をして機構自身のリスクを減らしてい

く、この考え方が必要ではないかと思いますが、金融庁の考え方をお聞かせください。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、機構は、損失の発生を極力回避するとか、市場に与える影響を極力回避する、そうしたこと考慮して処分をしていくといふことが、その際に

は、御指摘のとおり、株式市場が活況の傾向が安定期に見られるときには処分を促進し、逆に、低

迷傾向が見られる場合には抑制するといふようなこと基本とするというような処分方針を持つて

いることと理解をしております。

いずれにしましても、御指摘のとおり、一つには市場の状況、それから、国民負担につながる損失を回避するという観点から、状況をよく注視して

いく必要があると考えております。

○山田賢(委員) ありがとうございます。

いつ売れとは言いませんが、ぜひ積極的に売却を進めて、できるだけ資産の圧縮、そして、利益

があるのであれば、利益を吐き出して資本の充実に充てていただきたいと思っております。

別の観点からいようと、保有している株式を市場で売却すると市場が下がるから売らないといふこと

であれば、この機構を民間の機関と捉えるか公的機関と捉えるかは別として、機構がいつまでも保有し続けるということとは、かえって市場の健全性というものを逆にめがめいでいるのではないかと思いませんが、この辺についてどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○越智副大臣 山田委員から、政府補助の必要性について御質問いただきました。

生生命保険契約者保護機構の資金援助の財源は、まず第一に、限度額四千億円の、生命保険会社による事前積み立て、そしてまた第二に、限度額四千六百億円の、保護機構による政府保証つきの借り入れが充てられることになつております。それでも足りない場合に、一定の要件のもとで政府補助ができることとされております。

このように、考え方としましては、資金援助の財源は業界による負担が原則だ、政府補助の規定は、業界の負担のみでは対応できないよう不測の事態への対応を講じる観点から設けられているものだということであります。

○山田賢(委員) ありがとうございます。

続ましては、保険業法についてお尋ねします。

生命保険契約の保護機構による政府補助、すなわち、生命保険会社等の破綻があつて業界負担が大きくなつて財務状況が悪化してしまうと、これの負担を超える分に対しても政府が補助する仕組みを延長するものだと理解しております。

ただ、本来、積立金というのは、保険業者、保険業界で出し合つて備えておくといふものである。それを、必要なコストを織り込んで保険料といるものが設定されるべきものだとうふうに考

えております。

今、実際に金融危機が生じていて、緊急で何とかしないといけないという場合であれば政府による補助というのは必要なかもしませんが、現在そのような状況にないのであれば、将来のリスクというのをよく考えて、加味した上で保険料を設定することも可能だと理解しております。

このような状況の中で、国が補助するこの仕組み、あえてこれを五年間延長する必要性はどこに思いますが、この辺についてどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

これは越智副大臣、お答えただけです。このままでは、この辺についてどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○越智副大臣 山田委員から、政府補助の必要性について御質問いただきました。

生命保険契約者保護機構の資金援助の財源は、まず第一に、限度額四千億円の、生命保険会社による事前積み立て、そしてまた第二に、限度額四

千六百億円の、保護機構による政府保証つきの借り入れが充てられることになつております。それでも足りない場合に、一定の要件のもとで政府補助ができることとされております。

このように、考え方としましては、資金援助の財源は業界による負担が原則だ、政府補助の規定は、業界の負担のみでは対応できないよう不測の事態への対応を講じる観点から設けられているものだということであります。

金融庁としましては、保険会社への監督を適切

<p>行うことによって保険会社の破綻を未然に防ぐとともに、万一の破綻に備えて、セーフティーネットの財源措置についても万全の対応をしていくこととで、政府補助を発動しないよう努めることが重要であるというふうに考へているところあります。</p> <p>○山田(賢)委員 ありがとうございます。ぜひそういう事態が発生しないように、あらかじめ平時から監督を徹底していただければと思います。</p> <p>続きまして、金融機能強化法についてお尋ねします。英國のEU離脱とか、あるいは新興国経済の不安定さ、こういったもののリスクへの対応ということからこの延長の趣旨があると思うのですが、銀行業界が今、資本不足で貸し出しができないとすとか破綻の危機にあるといった状況ではないと理解しております。</p> <p>株式保有限法というのはまだニーズがあるんじゃないかなとは思うんですが、この金融機能強化法を活用したいというニーズは実際にあるんでしょうか。この辺は金融庁武村政務官にお尋ねしたいと思います。</p> <p>○武村大臣政務官 お答えいたしました。</p> <p>金融機能強化法についてのお尋ねでございます。この法律は、金融機関が金融仲介機能を安定的に発揮し、地域における経済の活性化を図るために重要な制度的な枠組みであると考えております。</p> <p>現在の景気は、国内においては少子高齢化や潜在成長率の低下といった構造要因もある一方で、世界経済では、需要の低下、成長の減速リスクが存在するところでございます。</p> <p>委員お尋ねのニーズについてでございます。</p> <p>実際、平成十六年の金融機能強化法制定以来、延べ三十六機関に対しまして、六千七百三十一億円の資本参加実績がござります。うち、二十三機関、三千二百三十六億円分は、前回、平成二十三</p>
<p>年六月の申請期限延長以降に行われたものであるなど、足元、金融機関に相応の利用ニーズがあるというふうに考へております。</p> <p>こうしたニーズも踏まえまして、金融機関が金融経済情勢の変化に対応して金融仲介機能を安定的に発揮していくために、引き続き金融機能強化法の枠組みが必要であるというふうに考へております。</p> <p>○山田(賢)委員 ありがとうございます。ぜひそういう事態が発生しないように、あらかじめ平時から監督を徹底していただければと思います。</p> <p>続きまして、金融機能強化法についてお尋ねします。英國のEU離脱とか、あるいは新興国経済の不安定さ、こういったもののリスクへの対応ということからこの延長の趣旨があると思うのですが、銀行業界が今、資本不足で貸し出しができないとすとか破綻の危機にあるといった状況ではないと理解しております。</p> <p>株式保有限法というのはまだニーズがあるんじゃないかなとは思うんですが、この金融機能強化法を活用したいというニーズは実際にあるんでしょうか。この辺は金融庁武村政務官にお尋ねしたいと思います。</p> <p>○武村大臣政務官 お答えいたしました。</p> <p>金融機能強化法についてのお尋ねでございます。この法律は、金融機関が金融仲介機能を安定的に発揮し、地域における経済の活性化を図るために重要な制度的な枠組みであると考えております。</p> <p>現在の景気は、国内においては少子高齢化や潜在成長率の低下といった構造要因もある一方で、世界経済では、需要の低下、成長の減速リスクが存在するところでございます。</p> <p>委員お尋ねのニーズについてでございます。</p> <p>実際、平成十六年の金融機能強化法制定以来、延べ三十六機関に対しまして、六千七百三十一億円の資本参加実績がござります。うち、二十三機関、三千二百三十六億円分は、前回、平成二十三</p>
<p>年六月の申請期限延長以降に行われたものであるなど、足元、金融機関に相応の利用ニーズがあるというふうに考へております。</p> <p>こうしたニーズも踏まえまして、金融機関が金融経済情勢の変化に対応して金融仲介機能を安定的に発揮していくために、引き続き金融機能強化法の枠組みが必要であるというふうに考へております。</p> <p>○山田(賢)委員 ありがとうございます。ぜひそういう事態が発生しないように、あらかじめ平時から監督を徹底していただければと思います。</p> <p>続きまして、金融機能強化法についてお尋ねします。英國のEU離脱とか、あるいは新興国経済の不安定さ、こういったもののリスクへの対応ということからこの延長の趣旨があると思うのですが、銀行業界が今、資本不足で貸し出しができないとすとか破綻の危機にあるといった状況ではないと理解しております。</p> <p>株式保有限法というのはまだニーズがあるんじゃないかなとは思うんですが、この金融機能強化法を活用したいというニーズは実際にあるんでしょうか。この辺は金融庁武村政務官にお尋ねしたいと思います。</p> <p>○武村大臣政務官 お答えいたしました。</p> <p>金融機能強化法についてのお尋ねでございます。この法律は、金融機関が金融仲介機能を安定的に発揮し、地域における経済の活性化を図るために重要な制度的な枠組みであると考えております。</p> <p>現在の景気は、国内においては少子高齢化や潜在成長率の低下といった構造要因もある一方で、世界経済では、需要の低下、成長の減速リスクが存在するところでございます。</p> <p>委員お尋ねのニーズについてでございます。</p> <p>実際、平成十六年の金融機能強化法制定以来、延べ三十六機関に対しまして、六千七百三十一億円の資本参加実績がござります。うち、二十三機関、三千二百三十六億円分は、前回、平成二十三</p>

ございます。

今の状況を見ますと、非常に貸し出し態度はいい、銀行の貸出残高もふえているという状況の中で、金融機関に対する資本参加を今なぜ改めて継続するのかということについて、今の金融市場の状況も踏まえて、麻生大臣の所見をお聞かせいただければと思っております。

○麻生国務大臣 これは今濱地先生御指摘のありましたように、D-Iを見ますと、マネタリーベースではなくてマネーサプライがこれだけふえているということは、傾向としては間違いくらいに向に、少しずつではありますけれども、流れつつある。よく見ますと、やはり大企業の方の貸し出しが自己資本が社債等々でありますので減ってきて、中小の方は伸びてきているという数字になつてているのはもう確かなんだと思います。

やはり基本的に、金融機関が金融の仲介機能というのを安定的に發揮していくために、これは何だかんだ言いながら、この制度というのは極めて重要な枠組みなんだと思つていています。

御指摘のようだ、たった今の足元におきますと流れは比較的順調であると思つておりますが、ただ、全体として地域によって差がありまして、人口減少化の顕著なところとか、また、潜在成長力が低下といった全体的な問題も一個ありますので、そういった意味では、世界経済の中におきましても、地域によつていろいろ先行きがよく見えぬ、成長が減速というようなリスクが存在しておられますので、こうした情勢に対応してやはり金融仲介機能が安定的に發揮していくためには、この種の金融強化法の枠組みというのは必要なんだ、私どもはそう思つております。

したがつて、一般、国の資本参加を申請する限り、申請するんで、別に申請する、しないは銀行のあれですから、五年間延長することにしておりますので、かつてこれで二十三機関三千億ぐらいのものをやらせていただいたんですが、今現在そういう事情が直ちにあるというわけではあり

ません。

○濱地委員 大臣にお答えいただきまして、あります

がとうございます。

特に人口減少の激しいところでござりますと、これはもう量としての金融に対する需要がなくなる

ということでおざいますので、国全体の潜在成長率といふこともございますが、地域に目を向けてまいりますと、やはりこの制度というのには必要で

はないかなというふうに、今大臣の答弁をお聞きいたしまして私も感じたところでござります。

その法案を見ますと、金融機能の仲介機能というこの法案を見ますと、金融機能の仲介機能といふことでございますが、一つの趣旨として地域活性化

といふことも今回強くうたわれているところでござりますので、私も大臣の御意見に賛同をしており

ります。

続きまして、では、これまでの経過として、この効果の検証についてお聞かせをいただきたいと

思います。

国からの資本参加を得た金融機関につきましては、経営強化計画の履行状況について逐次報告を

求めるというふうになつております。この中には、一つには金融機関自体の経営改善、要はしっかりと業務利益が上がっているかという一つの金融機関

自体の目標と、もう一つは、やはり金融仲介機能

という趣旨でござります中小企業金融の円滑化の

目標というのが掲げられておりまして、中小企業にどれぐらい貸し出しをしているか、その比率、

全体の貸し出しの中で中小企業向けはどれぐらい

貸出残高があるかという指標と、それともう一つ

は、金融機能として中小企業を見捨てないで経営

改善化支援をどれぐらいやつていて割合

が、この計画の履行に入つていていうふうに私は認識をしております。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

その上で、資本参加を国がした金融機関とこれを行つていな金融機関とで、実際にその効果と

して貸出残高にどのような影響があつたかを金融庁にお聞きしたいと思います。

資本参加を行つた地域金融機関と資本参加を行つていない地域金融機関の中、小企業向け貸出残高を比較しますと、前者の方が高い伸びを示しております。

具体的には、金融機能強化法の改正が行われた直後の平成二十一年三月期の貸出残高を一〇〇とした場合に、平成二十八年三月期の貸出残高は、資本参加を行つた地域金融機関が一一一・七、資本参加を行つていない金融機関が一〇八・五と

なつております。

このような実績からも、資本参加を行つた地域金融機関については、中小企業の事業者に対する信用供与の円滑化に貢献しているものと考えております。

○濱地委員 お答えありがとうございます。

平成二十一年度比からして、資本参加したところは一一二、そうでないところは一〇八ということでございましたので、やはり、資本参加する限りにおいては効果が出ないと国民の理解というのも得られないということでの基本的な質問をさせました。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今回の改正全体を貢く点ではござります。

が、足元の景気の状況については、先ほど来御答弁申し上げておりますように、国内あるいは世界

金融機関については、中小企業の事業者に対する信用供与の円滑化に貢献しているものと考えております。

○濱地委員 お答えありがとうございます。

平成二十一年度比からして、資本参加したところは一一二、そうでないところは一〇八というこ

とでございましたので、やはり、資本参加する限りにおいては効果が出ないと国民の理解というのも得られないということでの基本的な質問をさせました。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今回の改正全体を貢く点ではござります。

が、足元の景気の状況については、先ほど来御答弁申し上げておりますように、国内あるいは世界

経済での成長の減速リスクなどが存在して、そう

して現在の景気状況ということを考慮したものと

いうことがござります。

加えまして、株式の保有ということで申しますと、御指摘のとおり金融機関による株式の持ち合いは減少をしてきているということは事実である

と考えておりますが、例えば、三メガバンクグループなどにおきましてその株式の自己資本に対する比率などを見ますと、これは欧米の主要銀行に比べてかなり高いものとなおなつております。株価下落時の自己資本に及ぶ影響は無視できない状況にあるというふうに私どもは認識をしております。

が随分進みまして、四%弱まで下がつてゐるという状況のようでござります。

いずれにしましても、持ち合い云々は別にしましても、現在、銀行等の保有株式数は相当程度減少をしてきているというのは皆様方の認識にあると思うんですが、そういう状況の中においてこの買取りを続けていく、継続する必要性について、これも基本的なところでござりますが、金融

機関の方でございましたが、外資系の一つの金融機関の方でございましたが、外資系の

方がこの制度はそんなに要らないんじゃないの

が随分進みまして、四%弱まで下がつてゐるといふ状況のようでござります。

いずれにしましても、持ち合い云々は別にしましても、現在、銀行等の保有株式数は相当程度減少をしてきているというのは皆様方の認識にあると思うんですが、そういう状況の中においてこの買取りを続けていく、継続する必要性について、これも基本的なところでござりますが、金融

おつしやいますが、三メガバンクの一つは絶対必要です、あした質問するならぜひひつかりその辺を訴えてくださいという話がございましたので。それはやはり、株式の保有と、日本の歴史の中ですと日本の金融機関は持ち合いをしてきて、それが今徐々に減ってきておりますが、それでも相対的に高いというあらわれではないかなというふうに個人的には感じた次第でございます。

最後の質問にしたいと思いますけれども、先ほど山田委員も御質問されました、銀行等保有株式取得機構のアンワインドです。一度買い取った株式をどう処理していくかということでございま

す。先ほど、処分の判断の方針について答弁がございました。平成四十四年三月末までの期限はあるものの、極力損失を回避し、また、市場の影響を回避するんだということで、一般の方がお聞きになると、何だ、極力回避するというだけだというふうにおつしやるかもしれません。やはりこれはマーケットで売つていくわけですが、相場がどうなるかわからないし、将来的にいつ今までに何株売りますとか、利益はこれだけ上げますと言うと、まさに逆に今度は市場をゆがめることになりますので、どうしても極力回避をするという方針というのはいたし方ないのかなというふうに、当然のこととして私も受けとめさせていただいています。

平成十三年からこれまで、買い取り実績というと二兆七千七百九十二億、一時、当然この法案は延長されておりませんで、二兆円買取つた。その中で、では、これまでの処分が実際にどれくらい出ているのか。先ほどもありました、大きく損が出ますと最終的には国民負担といふことをになるのですから、この処分の実績とこれまでの処分の損益について、最後に質問したいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のありましたように、この機構

がこれまでに買い取りました株式等の累計額は二

兆七千七百九十二億円でございます。これに対しまして、この二十八年三月末までの処分の累計額は一兆一千四百三十一億円。その結果、株式の売却実現益、益になつておりますが、これは累計額で八千八百八十二億円となつてあるところでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。損益の中でしっかりと収益が出ているということを確認させていたださました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 民進党の今井雅人でございます。

きょうは質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

今回は三つの法案の年限立法の延期ということになりますので、最初に金融庁さんに確認をした

いと思うんですけれども、年限立法というのは、

そのときに必ずその社会的背景があるはずですか

ら、まずそのことをお伺いしたいんです。

保険業法は平成十二年、二〇〇〇年、それから、

株式保有限制法は平成十三年ですから二〇〇一年

だと思いますが、それと金融機能強化法、これは

平成十六年です、二〇〇四年だと思いますけれども、それぞれの措置をされたときの時代の背景、いわゆる立法事実をまず御説明いただきたい

と、その後何度も延期をされておられますけれども、そのときの立法事実というか、延期したその

理由、背景、これについて簡単に御説明いただきたいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、まず、金融機能強化法につきましては、平成十六年に制定されたものでございますが、これは、当時の状況の中で、地域における経済の活性化を図るということの必要の中で、国の参加によって金融機関が金融機能を発揮するに十分な資本を確保する枠組みを設け

そして、株式保有限制法については、御指摘のとおり、平成十三年に制定されたものでございま

すけれども、当時、銀行が株式の保有をしていることで、その株式の保有リスクを減らすということのために株式の処分を円滑に行う必要があるという状況の中で、かつ、それがマーケットに対しても相対的に高いというあらわれではないかなと

いうふうに個人的には感じた次第でございます。

保険業法につきましては、平成十二年の保険業法の改正において創設されたものでございます。

生命保険業に対する信頼性を維持する必要があることから、生命保険会社が破綻した場合に一定の要件のもとで政府補助を行う枠組みというものが設けられたものでございます。

その後、これらの法律については、御指摘のとおり延長が何度も行われておるわけですが、それは、リーマン・ショックであつたり東日本大震災であつたりという、それぞれの状況の中で延長が行われているということでございます。

○今井委員 ありがとうございます。

私は、ちょうどこのころ金融業界においてました

で、私の方からも少しお話をさせていただきたい

と思うんですけど、一九九七年の七月にタイ

で通貨危機が起きました。それが発端になつてア

ジア通貨危機が起きて、原因はいろいろ言われて

おりましたけれども、一つは、日本の金融機関が少しお金を引いたことがきっかけになつたんじゃ

ないかとも一部では言われています。

その原因はともかく、そのことがきっかけで、

当時、私も為替の責任者をしていましたから、東

南アジア各国を回りましたので、その規制にかか

わってやつてしましましたので、感概深いんですけども、その後、翌年、ロシアの通貨危機が起きまし

て、LTCBの危機が起きて、国内は国内で今度

は山一がおかしくなり、生命保険会社も、日本の

金融機関も倒れていくという前代未聞のこと

が、これが起きて、金融市場は本当に大パニックを起こして、それがずっと二〇〇〇年まで引き続いている。そこで、特に渋谷を中心につくしたものでございます。

その後、今度は株式市場が大きく下がりました

から、まあバーゼルの関係もありますけれども、日本の株式のいわゆる含み損がどんどん出てき

て、これはもう解消しなきやいけないということ

で、言つてみれば日債銀や長銀まで潰れてしまつたという状況の中で、どんどん持ち合いの解消が行われていつたんです。

実は銀行内でいろいろなことが起きておりまして、為替もそうなんですけれども、例えば、ある

時期、重要な取引先のところからの取引が極端に減つて、これは一体何が起きているんだということが現場でわからぬでいろいろ調べてまい

たら、政策株式を売却してましたんですね。いわゆる保有株式というのは政策株式と言いますけれども、政策株式を売却していたんですが、実はそ

うやつてシェア割で発注を出しているんです、大手の企業というのは。だから、それを売却すると当然その発注の残高ががくんと下がつて我々の商売上がつたりになるということで、いろいろ調べてみたら、実はそういうことがいっぱい起きていました。

もちろん為替だけじゃなくて、貸し出しでも全部いろいろなところに影響が起きて、銀行の経営にも本当に大きな影響が出たんです。そういう背景の中では、これは措置がされたということです。

二〇〇四年の金融機能強化法というのが、実はこれは私が銀行をやめた年なんですけれども、ちょうど二〇〇〇年、二〇〇一年のときは、私は

もともと三和銀行ですが、東海銀行との合併のフロントの責任者をやつたんですけれども、その後、竹中さんが金融担当大臣をやつておられました

が、メガバンクをどんどん吸収、一緒にしていく

ということで、三和銀行もちょっとやり玉に、ターゲットにされまして、それからUFJになつたん

とで、ちょうどメガバンクがどんどんこうやつて集約されていった時期なんですね。

ですから、私が経験している金融の中でも、日本の中では本当に激動の十年ぐらいの間に制定されている法律なんですね。ですから、当時の立法権実というか、立法の意味というのは本当に大き

かたたかうふうに思ひますので、この背景の中でこういう措置がされたということは、とても整合性があるというふうに考へています。その後、先ほどの御説明ありま
せんが、そ

二〇〇七年にサブプライムローンのショックが起きて、翌年、リーマンが潰れるということで、それが二〇〇八年にはリーマン・ショックという形

で拡大していったわけですけれども、当時、覚えてますか、麻生総理大臣が日本に余り影響がなれたとおっしゃつておられましたけれども、結果的には日本にも大変な影響があつたということだけれども、世界を震撼させるような大きな景気の減速が起きて、それに対応して延期期

したというのも、これは私は理解できます。
そして、その後、二〇一一年、この国では東日本大震災がありました。これも未嘗有の大危機であります。
ありましたから、その状況を見てこれを延期する
ということも、これは合理性があるということなんだと
思うんです。

さて、そこで今回です。今回 今申し上げたとおり、本当に過去に歴史上に残るような危機感があつてこれが延期されてきたというのがこの措置だと思うんです。私は、国会に来ていつも思うんですけれども、时限立法とか时限措置というものは、やはり时限じゃなきやいけないんですよ。役割を終えたらやはりなきやいけないんですけど、それでも、どうもいろいろなものを見ていると、何となくなし崩し的に、まあとりあえず延期、とりあえず延期というものが非常に多いというふうに感じておりますから、そういう観点でこの法案の延期ということを考えなきやいけないと思うんです。

今回、この三つのもの、先ほど金融強化法の方が少し個別の話をされておられましたが、三本東ねて出てきているわけですから、この三つのものを延期しなきゃいけないというその経済的、社会的背景、これを今どういうふうにお考えなのかをお考えを聞かせていただきたいと思います。

○麻生国務大臣 まず記憶を訂正させていただきますけれども、あの当時、大したことがない、蜂に刺されたぐらいのものだということを言ったのは与謝野馨という担当大臣であつて、私ではありませんから。年をとればみんな記憶が少しずつおかしくなりますので、私なんか、最もおかしくなっている方ですから。

その上で申し上げさせていただくと、やはり九七年、九八年、確かに、山一に限らず、三洋証券も倒産しましたし、翌年には長銀から何からもんなという騒ぎになつて、御存じのように、おられた三和が東海、それが三菱と一緒になつて、今は三菱東京UFJということになつたりして、昔の名前で出ています。銀行というのはもう三井住友と三菱東京くらいのものになつたほどの大騒ぎをやつたのはもう間違ありませんよ。しかし、これによつて、当時の不良資産を全部吐き出したんですよ。

それで、リーマン・ブラザーズの破綻、これによつて、先生、もう一回大ショックが来るといふのは、むしろ世界じゅうの方が、サブプライムローンなる怪しげな金融派生商品を買ったのは、ほかの国に、外国には多かつたのですから、その影響が多くて、市場からいわゆるキャッシュフローといふものはほとんどなくなつたんですね、二〇〇七年、二〇〇八年のときには。

そこで日本から十兆円、IMFにお金を貸しますということをやつて、金融危機といふものをあとのときは救つた形になつたんですが、アジアの通貨危機が起きるとあのとき我々は思つたんです、が、あのときは実際は起きませんで、起きたのは、どこで起きたかといえば、ヨーロッパに主にそのIMFの金が行かざるを得ないほど、ヨーロッパ

の小さな国、アイルランドを初めほとんど破綻といふことになつたというのがあのときのいきさつのことで、何が起きたかというのは、余り正直言つて、どこにどういふ金が行つてゐるかというのではなく、我々は全部は捕捉できているわけではありませんので。

そういう意味では、私どもは今、今回必要があるかと言われば、言われましたように、たゞ今の現状を見れば、多分日本の銀行といふのは世界の銀行の中ではかなり資産内容といふ状況として、自己資本比率を見ましても企業を見ましても、かなり皆、ヨーロッパやら何やらよりか高くなつてゐるのは事実です。

しかし、我々今後とも考えておかないかぬのは少子高齢化といふのは間違ひなく進んでいきますし、潜在成長率といったものが低下しているという構造要因といふのもありますので、これは今後ともいろいろなことを考えておかなければいけないのはもう間違いなくありますので、結果として個人消費とかいうものがいま一つ我々の期待にない、また、民間の投資の方もなかなか出てきていないという、力強さといふものに欠けたという状況にあるんだと思っております。

円とかいう騒ぎになつて、いますけれども、ドルの金利、というかアメリカの、米国のF.R.B.が十二月に上げるか上げないかは別にして、少なくとも上がるであろうという前提で、一齊にドルとの価値が上がつておりますので、その分だけ興国からドルが引き揚げ、キャピタルフローライトでとは言いませんけれども、そういうものが起き上がりつつあるというので、こういったものは常に情勢の変化というのに対応できるようなもの

を二くごておかないのであると思ひております。私どもは、この时限措置を五年間ということを申し上げてゐるのは、中国、ブレグジットに伴いますヨーロッパ、また、今申し上げた東南アジアの国々が、また中南米もそうだと思いますが、アメリカのドル高によりますドルへの回帰という

うなことになつてまいりますと、我々としてはいろいろなことを考えてあらかじめ防衛しておくといふ、そのときになつてまた慌ててやるなんというのではなくて、安定を確保するという観点から、我々としては今回は必要なものだと思つております。

○今井委員 先ほど申し上げたとおり、立派な御説明は、とにかくこれから起きたかもしれないからということなんですけれども、そんなことを言ひ出したらいつもそうなんですね、常に何かあるわけですから。では、一体これはいつやめるんだという話で、やめ

ようがないと思うんです。
実は、これは消費税の引き上げを延期したのと同じ議論だと僕は思っているんですけども、まず、今新興国の話をされました。確かに、資源価格が下がって新興国の状況は少し厳しくなっていますけれども、今ドルが上がって、この二、三

日間、新興国の通貨もかなり下がっています。何が起きているかというと、実はキャピタルフローが起きているんじゃないで、株価が上昇しています。例えばブラジルのボベスバとかですと、年初来、株価が三〇%上がっていますし、南アフリカもぐっと上がっていますし、今ブレグジット

○なんかを見ますと七千近いですから、市場最高値なんですよ、ほとんど。ですから、金融市場は非常に好況なんですよ、今。皆さん新興市場が危ないとおっしゃいますけれども、少なくとも金融市場は逆の反応をしています。今、非常に好況だということです。

どこではプラスです、日本にとって円安がプラスのと同じで、通貨が安くなるということは、新興国にとってプラスなんですよ。ですから、それを今反映しているわけなので、どうも新興国が危ないからとか、そういうこといろいろなものを予防しなきゃいけないということは、私は余り説

得力がないと。まあそれは見解の相違かもしれませんが、私はそこは説得力がないというふうに思っています。

もう一点、今の点でちょっとお伺いしたいんですけれども、日本が少子高齢化を迎えて潜在成長率が低いということがあるのでそれを措置しなきゃいけないのであれば、それは社会的現象ですから、时限立法じゃなくて恒久的措置にするべきじゃないでしょうか。違いますか。

○麻生国務大臣 さらに我々としては、特殊合計

出生率一・八へ上げていくなどといういろいろな努力をしておりますので、そういう結果が出てくる、またそういった状況になればこれは时限立法をやめてもいいわけなので、またそういった状況というのに今あるかといえば、たった今はそういう状態にありませんので、私どもとしては今は时限立法。そういうものが今後ともずっと続いているであらうということに、その段階で时限を取り外すということは、五年後に考えないかぬことなのかもしれません。

○今井委員 さことに我々としては、特殊合計

でありますけれども、これは少なくとも一番の条件は満たしています。マイナスにならない、含み益が出るということで、これはまず一番の条件を

満たしていると思います。

二番目の条件ですけれども、イギリスの離脱で一時期大幅に下がるということはありましたけれども、一万七千円台で日経平均も安定して今来ておりまして、年度で見ても、年初来でも若干マイナスですが、多少上下はあるにしても、この数年の株式市場は安定していると思うんです。ですから、二番目の条件も私はクリアしていると思うんです。

一気に売ると影響が出るのはもちろんそうなんですが、徐々にその売却を始めていく、そういう環境にはもうあると思うんです。ですから、そこは余りオープンに出したり、明確に計画を出すと金融市场に影響が出るのは当然ですけれども、やはり、条件を満たしているのであれば、早めに売却をしていくということを促していくことが必要なんじやないかなと思いませんけれども、その辺についてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○池田政府参考人 株式の売却の具体的な方針については、これは機構の方で判断し、決定しているものでございまして、その詳細のところまで私どもが云々することは必ずしも適当ではないと考えております。

ただ、同時に、今御指摘がありましたように、損失の発生を極力回避する、それから、市場に対

する影響を極力回避する、こうした条件を満たしたいだければと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十七年度末の数字でございますけれども、機構が保有しております株式の額が一兆四千八百十五億円。それで、含み損益は、含み益になつておりますが、七千一百一十九億円の含み益でございました。

ながら適切に売却をしていくべきであるということは、そのように考えているところでござります。

その際、株式市場に与える影響、現在の株式市をいたしました。株価の水準は余り変わっておりませんので、今もそれぐらいはあるんだろうといふことが推測できるわけですけれども。

先ほども売却の方針というところでございましたが、マイナスを出さないように、そして金融市场が混乱しないよう売却をしていくということをいたしましたが、これがどう考えるかということ、それから、処分時期をある程度分散するということで株式市場に対する影響を極力回避しようといったようなことを機構では考慮しているということを機構は公表しております。

そうした中で機構の方で判断がされていくわけですが、私どもとしては、そうした売却が今のような条件を満たしながら適切に行われているかどうかということは、十分注視してまいりたいと考えております。

[委員長退席、土井委員長代理着席]

○今井委員 先ほどの前の委員の御指摘にもありましたけれども、スキームとしては税金が投入される可能性もある機構ですから、当然、私たちちは知らないという態度ではないかと思ふんです。ですから、指示はできないかもしませんけれども、やはり、適切に売却をして、ちゃんと確保する、税金を投下しないような状況のところで売却をしていくということを促していただきたいと思うんです。

今、政府の方も、安倍政権になつてから株価も上がりつて状況はいいということを説明しておられるわけですから、環境は、それは上下があるからどういう判断をするということじゃなくて、それは株価は上下しますよ、しますが、しかし、平均した動向を見れば安定しているわけですから、そこはしっかりとその状況を踏まえて指導していくべきだということをお願い申し上げておきたいと思います。

あわせて、ではこの買い取り機構は一体いつに売却していくといふことが理由なのであれば、三年ぐらいで十分なんじやないかなというふうに思つてますけれども、その点はいかがですか。

○池田政府参考人 ただいまございましたバーゼルⅢということで、国際統一基準進行に求められますが、普通株式等ティアⅠ比率は、二〇一九年まで段階的に七%まで引き上げられることになつておりますが、三メガグループ等は既にこの水準は確保しているところでござります。

したがいまして、直ちにバーゼルⅢとの関係ということではないかと考えておりますが、先ほど

も御答弁させていただきましたように、欧米主要銀行などと比較しますと、三兆バングループはその保有株式の自己資本に対する比率がかなり高うございまして、株価下落時の自己資本に及ぼす影響は依然無視できない状況にあるというふうに私ども考えておりまして、そうした金融機関のは、金融仲介機能の安定的な発揮であるということを考えた場合には、大変大きい課題であるというふうに引き続き考えておるところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。私が問題提起させていただくのは、繰り返しになりますけれども、やはり存在意義のないものはもうなくしていつた方がいいと思いますので、今回五年延長するにしても、僕はもうこれが限度だと思うんです。ですから、五年間の間にきつちり売却をして、この機構を閉じていくというぐらいのつもりで延期をするということで、まただらだら延ばすようなことにならないようにしていただきたいということで御指摘をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今度生保への支援の延期なんですが、この制度は平成二十年に最後に使われて、後は八年間ぐらいた使われていませんけれども、先ほど申し上げたとおり、立法したときというのは生命保険会社が軒並み倒れていった時期で、措置としては重要だったと思うんです。では、生命保険会社の安定度を何の指標で見るのかというと、いろいろあると思いますが、一番はソルベンシーマージン比率だと思います。一番低いところが二百一、三十%という会社がありましたから。一般には二〇〇は最低必要であるということは言われていますので、ある意味、若干不安定な生命保険会社もあつたんです。でも、今、直近のソルベンシーマージン比率を見ますと一〇〇〇%ぐらいあります。一番低いところでも五〇〇パーを超えていますか

ら、今、生命保険会社の経営状況は非常に安定しています。

ですから、こういう状況の中で政府保証まで入っている措置を本当に延期しなきゃいけないのか

ということを考えなきゃいけないと思っています。けれども、これについての御見解をお伺いしたいと思思います。

○越智副大臣 今井委員から、生命保険契約者保護機構によります資金援助の制度の全体としての必要性について御質問いただいたわけであります。が、先ほど来御答申上げているとおり、三段階の制度になつておりますと、事前積み立て、政府保証つき借り入れ、そして政府補助ということを

政府としましては、あくまで政府補助を発動す

るということのないよう、未然に防ぐべく監督

をしていくわけでありますけれども、一方で、生

命保険契約者保護機構による資金援助

の財源については政府補助の仕組みはございません。また、政府保証もございません。

その違いの根拠はどうぞ

いるのかを説明していただきたいと思いま

す。

○越智副大臣 今井委員から、損保と生保の扱いの違いについて御質問がございました。まず、損害保険契約者保護機構による資金援助の役割を安定的に発揮して、保険業に対する信頼性の維持が図られていくことがとても重要なことだというふうに思つております。その中でも政府補助規定の存在が引き続き重要であるといふことを考へておるところから、今般の期限延長をお願いしたところでございます。

○今井委員 ちょっとよくわからないような答弁なんですねけれども、私が申し上げているのは、そういう判断をするときにやはり何かの基準というのがないといけないと思うんです、延期をする判断基準。私は、それは一つのこういう財務諸表ども、そういう考え方というのは金融庁の中にはないのかというとお伺いしているんです。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

続き、不測の事態に備えて五年間の延長をお願いするといつところでございます。

○今井委員 では、もう一点お伺いします。

公平性の観点で、資料もお渡ししていますが、

実は、損害保険契約者、損保の保護機構と

いうの

もあるんですが、こちらには政府保証はついてい

ません。生命保険会社と損保会社でどうしてこう

いう対応が異なるというか、不公平な状況に置か

れているのかを説明していただきたいと思いま

す。

○越智副大臣 今井委員から、損保と生保の扱いの違いについて御質問がございました。

したけれども、私は、やはり貸し出しの体力がど

んどん金融機関は、顧客が小さくなると弱つてく

ると思うんです。ですから、これは、地方にとっ

て貸し出し余力のある金融機関がなくなるのは非

常に大変な問題だと思つております。今も若干

進んでいますけれども、やはり、地方の金融機関

の再編統合、こういうのをやつていかないといけ

ない時期に來ているんじゃないかなと思います。

昔、東海銀行があつて、東海地方のリージョナルバンクになつてしましましたけれども、ある意味、

地域地域でそういうリージョナルバンクをつくつ

て、メガバンクと違うそういう位置づけとい

うのを金融機関につくつしていく必要が私はあると

思つておるんですけども、その点について最後

ちょっとお伺いをしたいと思います。

○麻生国務大臣 おつしやるよう

に、地方の人口

減少並びに金利等々によつての銀行の収益力の低

下というのを否めない事実だと思つております

が、それに対応して統合して合併してといふので、

例えば横浜銀行、福岡銀行等々、いずれも、幾つ

かの銀行が最近やられたのは新聞でよく御存じの

とおりだと思います。

そういうことをやつておるんですが、基本的

には、何だかんだ言つても、今井先生、これは経

営者に決めてもらわぬと、私は社会主義をやつて

いるんじゃないので、自由主義をやつていますの

で、基本的に、そちらのところの判断まで政府、

伺いしたかったのは地方金融機関の件なんですか

れども、いろいろ資料をお渡ししていますが、こ

れは金融庁さんが出されているレポートですけれ

ども、二〇二五年には地銀は、いわゆる利ざやが

マイナスになるのは六割を超えるところが出てく

るんじゃないかということと、それから、最近の

貸し出しの利ざやが非常に下がつてきているとい

うこと、大変厳しい状況にあります。おまけに

もう一つなんですねけれども、マイナス金利が入っ

たことによつて、やはり地銀の経営が非常に今苦

しくなつてゐる。

先ほど人口減少のこともおつしやつておられま

したけれども、私は、やはり貸し出しの体力がど

んどん金融機関は、顧客が小さくなると弱つてく

ると思うんです。ですから、これは、地方にとつ

て貸し出し余力のある金融機関がなくなるのは非

常に大変な問題だと思つております。今も若干

進んでいますけれども、やはり、地方の金融機関

の再編統合、こういうのをやつていかないといけ

ない時期に來ているんじゃないかなと思います。

したけれども、私は、やはり貸し出しの体力がど

んどん金融機関は、顧客が小さくなると弱つてく

金融庁が介入するというのはいかがなものかとい

う感じかします。
いずれにしても、金融仲介機能というのを円滑に發揮していくための経営戦略、それに伴います資金力等々は経営者の判断に委ねられるべきでありますから、私は、大丈夫ですか」というところが今特に取り立ててあるといえば、それは細かいことは幾つも出てくるのかもしれません。せんが、私どもの立場として、そういうふたものが今、直接金融庁が入っていくということを考えているわけではございません。

○今井委員 時間が参りました。終わります。
ありがとうございました。

○御法川委員長 次に、重徳和彦君。

て質問させていただきます。

年の公的資金の注入、投入というのは、二十一
年来の歴史があります。
そこでまず最初に、過去の公的資金投入について、検証ということを含めて質問をさせていただきます。

去年の六月ですが、りそなホールディングスが公的資金を完済しました。根拠法は早期健全化法で、一九九九年、平成十一年に始まつて以来ですから、十六年三ヵ月かけてようやく完済という形でございました。その早期健全化法に統いて二〇〇三年には預金保険法に基づくなど、総額で三兆円以上、公的資金が投入されたのがりそなであります。单体としては大変巨額な公的資金の投入だったと思ひます。

また、あおぞら銀行も昨年ほぼ同時期に完済をしまして、これでいわゆる金融危機における公的資金については、残すは新生銀行のみという状況になつております。

ショックもあって、東日本大震災もあってという

ことでもさまざま景気悪化要因があつたわけですから、十七年という大変長期間にわたる完済までの期間だったというふうに思います。

この期間そのものも本当に妥当な期間だったのかということもあえて聞いてみたいと思うんですけども、当然、早期健全化法、預金保険法、そして二〇〇四年からはこの金融危機の強化法なんですが、これども、少しすつ条件も緩和されつつであります。が、今申し上げましたりそなどとかおぞら銀行に対しましては、かなり厳しい経営健全化計画が課されて、金融厅からの指導監督もなされたといふふうに認識をしております。

完済された後のことではあります、あえてお尋ねをいたしますけれども、どこかで金融システム

尋ねるにいたしましたけれども、
ムのシステムクリスクといふ
ご二者の大義があつてこのよう

たとえば「事業があるってことのうがい」とか「人が好き」などと思ふんですけれども、いわゆる金融システムの安定化という時期はもうかなり前に過ぎていると思うんです。にもかかわらず、りそなやあおぞら銀行は完済まで相当期間を費やしたということに對しましてどう考えるかということなんですね。

つまり、一二〇〇六年ぐらいにはメガバンクが公的資金をあらかじめ完済して、いわばその時期には金融システムの危機はほぼ解消されたというふうに見れば、個別金融機関の救済的な部分というのとは一刻も早く済ませる、完済させるというのが当然の順序じゃないかという考え方もあるんですけども、そのあたりについてどのような対応をされたのか、御答弁をお願いします。

○遠藤政府参考人 議員御指摘のとおり、公的資

金の注入などというのは、金融システムの安定化等のために行われるものであります。個別金融機関の救済そのものを目的としたものではございません。

定性確保以外にもしんしやくすべき要素が存在す

のではないかと考えております。これについては預金保険機構が、公的資金の返済等の申し出があつた場合の三原則というものを掲げております。この三原則というのは、金融機関の経営の健全性確保、国民負担の回避、それから金融システムの安定性確保というものでござります。

具体的には、金融機関の経営の健全性確保といふのは、公的資金返済の後においても当該金融機関が十分な自己資本比率を確保できるかというものの。国民負担の回避というのは、取得価格以上の適正な価格で株式等の処分が可能かというものの。それから金融システムの安定性確保といふのは、株式等の処分が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないかというものでございま

期に公的資金を返済してほしいという議論をしておりますが、金融機関側も、公的資金といふものの

は、これらの点を総合的に勘案して対応してきたことは、これらの方からのお資金运用の申し出についても、ということを御理解いただきたいと思います。
○重徳委員 一般的なメルクマールは今御答弁のとおりだと思うんですが、もうちょっと踏み込んで聞き方をすれば、要するに、他の大手行が六年ぐらいで完済できたのに、りそなやあおぞら銀行、そして今は新生銀行がまだ完済していないんですが、これは何が違うんでしょうか。
○遠藤政府参考人 個別の金融機関の返済に関しては、個別の金融機関とも、彼らもできるだけ公的資金の返済を早急に行いたいということで、金融廳といろいろな議論を行つてまいりました。やはり、それぞれの金融機関の収益性がどの程度確保できているか、それによってどれだけ返済

財源というものを確保できているか。実際にそういったものが確保できる見通しが立つたときに、実際にその返済を行うかどうかということに問題では、先ほどの預金保険機構の三原則といふことによつては、個々別々に判断してきてはいるといふことでござります。

はそれで一つのマジックワードなんですかけれど

も、先ほど來議論ありますように、最終的には国民負担という国民へのリスクにもはね返り得るという意味においては、この長期間のスキームというものは、スキームというか長期間の完済までの期間というものは、それそのものが国民にとつてのリスクだという見方ができると思うんです。そういう認識をきちんとお持ちかどうか、この点、再度確認をしたいと思います。

○遠藤政府参考人 そういう認識は持つております。

個別の金融機関、公的資金が注入された金融機関との協議におきましても、できるだけやはり長期に公的資金を返済してほしいという議論をしておりまし、金融機関側も、公的資金というものを確保しておきます。自分たちの返済財源というものを確保しておきます。ただ、返済時期に返済するということを申しておりま

○重徳委員 この長期にわたる完済までの期間と、
いうことは、一般国民からすれば、金融危機で
十世紀の終わりごろに激しい議論が行われていた
ころには、まさに、そのことは是非について大変
厳しい議論、批判もある中での議論だったと思う
んですけれども、何となしに、時もたち、そして
ぼちぼちですけれども返済もできてきていたとい
う感じからして、何か国民的な関心というか、公
的資金を投入、注入することに対するアレルギー
というものがなくなってきた、薄れてきた、こう
いう感覚的なものもあるんです。
しかし、我々はそういうことについての意図
決定をする大変重要な場にあるわけですので、
た。

その意味で、いわゆる金融危機、一九九八年の点について、今聞いただしました点について、そしてもう一つは、今後、この金融機能強化法をもつて、今後というか、今も続いていますけれども、公的資金の投入のあり方、そしてその意義について、きちんと検証をしていく責務があると考えております。

お話ししたようなことなんですかけれども、その後、金融機能強化法 平成十六年からスタートしておりますが、この法律に基づいて金融機関に対しまして投入をしました公的資金、これが、法律の趣旨としては、地域経済の活性化というようなことを含めてこの金融機能強化法がスタートしたはずなんですが、この公的資金の投入、一体、地域経済の状況との関係でこれはどのように結びついているのか、結果が出てるのか、この点についてきちんととした検証がなされているのか。この点について大臣にお尋ねします。

○麻生国務大臣 国が資本参加しました金融機関というのはほんと、あの時期はそういう時期も一時期あつたんですが、公的資金で増強されまして資本というものを活用して地域経済の活性化に資するような方策というものを実施することが求められたのが、各金融機関に対する我々の最初のあの状況下における要請の内容であります。

具体的例として申し上げれば、中小企業支援とうのは特にその主たる内容になつたんですが、大きく分けて、企業の販売力といったような事業の内容等に着目をして、質屋をやつてているんじやないんだから、担保とかなんとかにこだわつたばかりじやだめという話をして、保証に依存しない融資の推進というのが一点。

それから、創業とか新しく事業を切りかえていくに当つて、新事業の支援によって、地域に残つて新しい産業を起こすということになりますので、いわゆる雇用創出、産業創出というものの点で、それから、企業はその地域で一生懸命やっていくべきが、金融機関が両方に貸していくことがありますので、ああ、これとこれなんですが、そういった取引先の企業というのを一番よく知っているのは、金融機関が両方に貸していることがありますので、ああ、これとこれとをくつつけたらしい話になるんじやないのかと、いうような話というのは、転勤をしよつちゅうしようつちゅうやつている大銀行と違つて、地域銀

行の場合はどう、うつがかなり地元で密着してゐる

卷之三

まわらのこゑり さと サルビア ハーブ ハーブ

お話ししたようなことなんですかけれども、その後、金融機能強化法、平成十六年からスタートしておられます。ですが、この法律に基づいて金融機関に対しまして投入をしました公的資金、これが、法律の趣旨としては、地域経済の活性化というようなことでも含めてこの金融機能強化法がスタートしたはず

行の場合は、おもいのなかなり地元に密着しておりますので、そういうふたもの。加えて、これはもう先行きありませんよということで、債権の放棄等々を含めて、抜本的なわゆる事業の再生というようなものを支援すると、いつたものが基本的なことで挙げられるんだと思うんです。

金融機能強化法に基づく資本参加につきましては、金融機関からの申請に基づきまして個別に判断されるものであること、また、中小企業の事業者に対する金融円滑化等を通じまして地域経済の発展をどのように見ておられるんでしょうか。○武村大臣政務官　お答えいたします。

はあると思うんですねけれども、しかし、このレバ
時間をかけて総合的に勘案しながらその資金の回
収に当たっているということであればあるほど、
ここはやはり、当事者、主体である国の立場から、
その損益についてきちんととした認識を持つ必要
があると思うんですけれども、そういう損得み
たいな部分についてどのようにお考えなんでしょう

いざれにしても、経営強化計画というようなものの履行状況というもののフォローアップというのをずっとやってきて、引き続きこうした取り組

活性化が図られることを目的としているところでござります。

○武村大臣政務官 繰り返しになる部分もございまして大変恐縮ですが、今回の金融機能強化法に

きちんととした検証がなされているのか。この点について大臣にお尋ねします。

○麻生国務大臣　国が資本参加しました金融機関というののはほとんど、あの時期はそういう時期も一時期あつたんですが、公的資金で増強されました資本というものを活用して地域経済の活性化に資するような方策というものを実施することが求め

みというのを促しておるところであります、いろいろな意味で、これが地域における銀行間による協力もありましょう、うちの銀行じゃできないけれども、おたくの銀行でどうというような話も出てきているところも確かにありますので、そういうふたうなことを含めて効果を上げておるのだと理解しております。

した投資収益率、こうした概念については、そもそもなじまないのではないかというふうに考えます。

なお、金融機能強化法に基づきまして資本参加をした金融機関のうち、現在までに公的資本の返済が行われた五先につきましては、国の資本参加額千八百五億円に対しまして百九十九億円の利益

基づきまして資本参加を行うかどうかは、各金融機関からの申請に基づきまして個別に判断することとなつております。その際は、審査基準に基づきまして、個別の金融機関に対する資本参加ごとに、公的資金の回収が困難でないかどうかを審査を行つておるところであります。

められたのが、各金融機関に対する我々の最初の
あの状況下における要請の内容であります。
具体的例として申し上げれば、中小企業支援とい
うのは特にその主たる内容になつたんですが、大
きく分けて、企業の販売力といったような事業の
内容等に着目をして、質屋をやっているんじゃな
いんだから、担保とかなんとかにこだわつたばか
りじやだめという話をして、保証に依存しない融
資の推進というのが一点。

○重徳委員 ぜひ数値的な検証もしていくべきだ
と思っておりますので、今はお手元には詳しい数字はないのかもしませんけれども、事務方の方ともまたちょっと検証の方はやっていきたいと思つております。

それから、ちょっとと違う切り口なんですけれども、これは考え方なんですねけれども、国は、地域の振興ということそのものが地域益、国益などといふ観点からこうした公的資金の投入をしている。

が生じて いるところでござります。
○重徳委員 その百九十九億円の利益というのが
果たして見合っているのかどうかということぐら
いは、やはり、その評価というのも私はすべき
じやないかと思つております。

公的資金の投入については、性格がここ二十年
の間に大分変わつてきていると思いますので、一
かしながら、先ほどちよつと申し上げました、新
生銀行なんかはまだ返せてないわけなんですよ

づく資本参加は、中小規模の事業者に対する金融円滑化等を通じて地域経済の活性化が図ることを目的としております。

こうした点を踏まえますと、委員が御指摘をいたしましたポートフォリオ的な考え方をとることは、その性質上、なじまないものであるというふうに考えます。

こう見れば、地域が潤えばそれでいいという考え方もあるんですが、一方でやはり、投資をする以上は、それに対するリターンというものもある。そして、それが金融危機、経営危機を迎えたような金融機関に対する投入であれば、なおのこと、リスクプレミアムというのも含めたりターンがあつてしかるべきじゃないか。

いわば投資家的な観点からすれば、つまり、国がお金を出した以上、その見返りはどうなんだ、こういう金銭的な検証ということも、それが全てではないけれども、そういうことも最終的には国民負担になり得る、そういうリスクもあるんだということからすると、ここはきちっと見ておか

そこから一体返つてかかるのかどうか。それすらわからない状況なわけです。
したがつて、ポートフォリオじゃないですけれども、ちゃんと見返りがあつて、百九十九億なら百九十九億、上乗せで返つてきましたよという部分と、新生銀行、一金融機関のことを余り言つておられかもしませんが、本当にそこのリスクをいうのはどうなんだ、そういう投資家的な観點から国もこの公的資金の投入について考えておく必要があるんじゃないかと私は考えます。

それから、二〇〇四年の金融機能強化法がスタートしたときからの趣旨でもあつたと思うんですが、今後の地域金融機関の再編ということについての御認識をお尋ねしたいと思います。

もともとの法の目的、平成十六年、二〇〇四年にスタートしたときから、その当時は、大手銀行に比べてまだまだ不良債権の処理が進んでいないというこういう観点も、地方の地域の金融機関に対してはあつたと思うんですが、それのみならず、今後の、先ほど采話があります少子高齢化、人口減少という状況の中、地域が経済活性化していくという観点からも、安定した金融の仲介機能、あるいは貸し出し、そして預金といったもの

が安定的に行われるようになるためにも、金融機関の再編ということが一つの眼目であつたはずであります。この金融機能強化法に基づく公的資金の投入は、地域金融機関の再編ということを促す、そういう意味合いも込めて今後この法律を執行していくといふふうに考えてよろしいんでしょうか。

○麻生国務大臣 金融機能強化法というのは、金融機能の強化を目的に地域において金融というものを円滑に進めるというのに、金融の円滑化に貢献し得るというのが金融機関に対して我々は要請しているわけですから、それによりまして、金融機関の申請に基づいて国が資本参加するという形になつております。したがいまして、金融機関の再編を促すというものを目的として法律をつくつてあるわけではありません。

金融機関の経営統合、再編といふのは、これは御指摘のありましたように、いろいろ今は地域によつて大きな問題になりつつあるところもないわけではありませんけれども、これは基本的には、各金融機関がその地域において自分の銀行の経営を考へて、自主的な経営判断といふものに基づいて決定されるべきものだと思っておりまして、金融機関がむやみに関与するといふのはいかがなものかというふうに考えております。

○重徳委員 民間の自主的な判断ということになりますが、その民間金融機関の現在置かれている環境について、きょうは黒田総裁がお越しです。お尋ねしたいと思います。

これはもうさまざま日々の記事あるいは金融庁からのレポートなどを拝見しても、特に、地域のいわゆる地銀、あるいは第一地銀、信用金庫、信用組合といったような地域の金融機関は、都市銀行に比べて依然として、貸出し金利、資金運用益といったものにその収支構造、収益構造をかなり依存しているという状況であります。

そういう中で、地域の金融機関はいわゆる業務純益も相当減少しております。まして、過去、高金利だった貸出金も最近は金利が著しく低下して

いるわけですから、そういう意味でも、利益を上げるその糧となる部分が大幅に減少しておりますし、かといって、資金の調達をする面においても、もはや調達をこれ以上コストをかけずに行くといふところにまで及ばないくらい、それ自体の、調達における金利の水準も下がつてあるわけですから、これはかなり金融機関の状況 자체が厳しい状況になつて置かれていると思います。

こうしたこと、ここ数年の金融緩和、マイナス金利政策といったことが非常に大きく影響していると思うんですけれども、今の状況について、特に、地方の、地域の金融機関への影響について、総裁から御見解をいただきたいと思います。

○黒田参考人 確かに、地域金融機関、いわゆる地域銀行の今年度の中間決算を見ますと、全体としては、基礎的な収益力を示すいわゆるコア業務純益、あるいは最終利益である当期純利益とも、対前年同期比で一七、八%の減益ということになつております。

こうしたことの背景といたしましては、委員御指摘のような低金利環境、あるいは、競争の激化などによる貸し出し利ざやの縮小、国債利回り等の低下による有価証券利息の減少、あるいは、投信販売手数料など役務取引等の利益の減少などが要因として考えられます。

もちろん、地域銀行は、昨年度、史上最高水準の利益を上げておりますので、一七、八%、例えば当期純利益が減少したいたしましても、依然として高い水準にあることは事実でありますけれども、御指摘のような利ざやの縮小、コア業務純益の低下傾向ということに鑑みますと、地域銀行の今後の収益というのはそう楽觀できるものではないと思いますので、こういった状況については、お尋ねしたいと思います。

その一方で、先ほど、麻生大臣に地域金融機関

の再編ということをお尋ねしましたけれども、そこには、地域のいわゆる銀行だけじゃなくて、さまざまな金融関係の商品サービスを行つてゐる業界もあるわけですよ。今の金利環境とかにおいては、今の状況においては、本業である銀行業務において利益が生み出せない、こういう苦境の中では、業種を超えた、業態を超えた再編といったことも、これは地域の金融機関として当然考えていかなければならぬことじゃないか、これも民間の自主的な判断であります。と私なんかは認識しているんですけれども、黒田総裁、御見解があればお願いしたいと思います。

○黒田参考人 この点は、日本銀行の仕事の範囲としては、基礎的な収益力を示すいわゆるコア業務純益、あるいは最終利益である当期純利益とも、もとより、地域金融機関の活動が地域経済どのような影響を与えるか、それから、地域金融機関も金融政策の重要なチャネルの一つでありますので、その動向については深い関心を持って注视をしているわけでございます。

地域金融機関の再編の動きにつきましては、先ほど麻生大臣からお話をありましたように、基本的にそれぞれの金融機関の自主的な判断によるというふうには思ひませんけれども、委員御指摘のように、さまざまな状況のもとで地域経済が変化しておりますので、そのもとで、いろいろな業態を超えた経営の連携であるとか経営の統合であるとか、その他さまざまな動きがあつておかしくないというふうに思つております。

また、最近、ファイナンテックという言葉が流行しておりますけれども、こういった新しい金融のテクノロジーを使って、従来の銀行と違った形で金融サービスを提供するという動きも出ておりまして、そういったことを踏まえますと、委員御指摘のとおりますけれども、こういった新しく金融の合併であるとか統合というのを、金融機関のみでは対応ができないというような分野において、金融的な手法というのによつて政策目的の達成を目指しているというのが基本だと思います。

○重徳委員 今おっしゃるような状況で、状況の認識はそのとおりだと、私から見てもそうだと思います。されど、これはもう必要ないんじやないかとか民間企業圧迫だとかいう議論は、前から議論があるところなんですが、現時点、どのように見ておられますでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的に国策金融機関、いわゆる政策金融機関というのは、これは民業補完というものが基本ですから。したがいまして、それに伴つて、事業再生とか創業支援とか災害対応を含めまして、いろいろ、公益性が高いとか、また、民間の金融機関のみでは対応ができないというような分野において、金融的な手法というのによつて政策目的の達成を目指しているというのが基本だと思います。

○重徳委員 例えは政策金融公庫、昔のいわゆる中小企業金融公庫、国民金融公庫、これが合併して今は日本政策金融公庫と言ふんですが、これにおきましても、民間金融機関からの融資というものの呼び水の効果を見込んで、いわゆる、資本性の劣後ローンなんというのを実施する等々、民間機関の補完とか協調を進めております。

いずれにしても、この種の政策金融機関においては、引き続いて民業補完というものの原則のもとにして、政策上の必要な業務というものが

確実にかつての実施されるようにならうのが、基本として対応させていきたいと思っております。

○黒田参考人 私どもも、政府系金融機関というか政策金融機関などは、あくまでも民業を補完するという役割であるといふに認識をいたしております。

そうしたもので考えますに、リーマン・ショック後の世界的な大不況のもとで日本経済も非常に影響を受け、金融機関も影響を受けたわけでありまして、そうしたもので政府系金融機関が非常に補完する立場で大きく活躍していただいたということは評価していいと思いますが、他方で、世界的基本は変わらないんすけれども、現象的に見ますと縮小していくことにはなっていると思いまますので、民業圧迫ということでなく、民間の金融機関の機能を補完するという役割を十分果たしておられるというふうに評価しております。

○重徳委員 ありがとうございました。

地域金融機関はみんな頑張っていますので、ぜひ応援できるようにしていきたいと思っております。どうぞまた、よろしくお願ひします。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党的宮本岳志君です。

金融機能強化法改正案について質問いたしました。

まず、本改正案提出の目的について確認をしたいんですけども、本改正案は三度目の延長を行なっております。一度目は〇八年、世界的な金融危機、二度目は一一年の東日本大震災の特殊要因があり、延長いたしました。

そこで大臣にお伺いするんですが、今回延長するのはどういった理由でございましょうか。

○麻生国務大臣 金融機関などは、御存じ

のように、金融仲介機能というものを安定的に発揮して、そして地域における経済の活性化というのを図つていくためには重要な制度的な枠組みなんだ。そう理解をいたしております。

現在の金融経済情勢は、今言われましたように、二〇〇八年のリーマン・ブラークーとか二〇一一年の東北大震災といったような状況とは異なりますけれども、現状の景気につきましては、これは御存じのように、少子化の問題とか、地域格差とか、潜在成長力の低下といった構造要因もいろいろ抱えております。加えて、世界経済を見ましても、世界的な需要の低下とか、極めて先が見えにくとか、成長の減速リスクとか、いろいろなものが存在いたします。

こうした金融とか経済情勢の変化というのを考えたときにおいて、金融機関といふものが金融仲介機能というものを安定的に發揮していくためには引き続きこういった金融機能強化法のような枠組みが必要であると考えて、五年間の延長といふことをさせていただこうといたしております。

○宮本(岳)委員 大臣がお触れになつたように、中小企業の景況感は、二〇一四年四月の消費税の増税以降、悪化を続けております。

日銀にお伺いしますけれども、日銀短観における業況判断の推移について、中小企業の製造業と非製造業の傾向を、二〇一四年三月調査と二〇一六年九月調査でどう変化したか。お答えいただけますか。

○桑原参考人 お答え申し上げます。

短観の中⼩企業製造業の業況判断DIは、二〇一四年三月調査ではプラス四、二〇一六年九月調査ではマイナス三でございました。また、中小企業非製造業のDIは、二〇一四年三月調査ではプラス八、二〇一六年九月調査ではプラス一でございました。

○宮本(岳)委員 どちらもマイナス七ポイントなんですね。とりわけ、中小企業の製造業でDIはマイナスにまで下がっております。深刻な事態であります。

全国中小企業団体中央会の中小企業月次景況調査、これによりますと、景況感を示す指數、DIは、ことし七月にマイナス三〇・五で、異次元の金融緩和が始まった二〇一三年四月のマイナス二一・三%よりも悪化をしております。

資料一につけておきましたけれども、毎日、九月十五日付のインターネットで、全国中小企業団体中央会の大村功作会長は、「少なくとも緩和後も中小企業には景気回復の実感は全く及んでいない。大規模緩和を「評価できる」と言える状況ではない」と述べております。

麻生大臣にお伺いしますけれども、中小企業の景況感についてどのよくな御認識をお持ちでしょうか。

○麻生国務大臣 これは御存じのように、経常利益というものは過去最高であります。平成二十三年十一兆五千億、平成二十四年十二兆、二十五年十四兆、二十六年十五兆、そして二十七年度は十五兆五千億ということで、これは間違いなく経常利益はずつと継続して増加をしておりますし、倒産件数も減少傾向に推移することなど、全体としては改善方向にあるんだと思っておりますので、こうしたことを見まして、先ほどの日銀短観におきましても、景況感というのは大企業に比べて伸び悩んでおることは確かにありますけれども、少なくとも改善傾向にはあるといふように承知をいたしております。

○宮本(岳)委員 ちょっとと認識が違うんですよ。異次元緩和の導入から三年半が経過したものの中、中小企業にアベノミクスの恩恵が広がつたという実感はないと思うんです。中小企業の設備投資が大きくふえているとはとても言えない状況でありますし、金利が幾ら下がっても資金需要が生まれてこなかつたというのが実態ではないか。先ほどのインタビュードで大村会長はマイナス金利政策について、「大企業は低金利で資金を調達できるようになつたが、中小企業にはそうした恩恵がほとんどなく、大企業との貸出金利の差が開いている」こういう認識を示しております。つまり、信用力の高い大企業は、銀行の融資だけじゃありません、社債など市場からの資金調達を行つております。低金利環境の恩恵を十分に受けることができるのは、大企業と中小企業との間で金利調達の負担の差が開いている、こういう認識は大臣もお持ちでしようか。

○麻生国務大臣 企業規模の資金調達費用というのを一つ一つ知っているわけではありません。ただ、貸し手側のデータというのを見ますと、中小企業向けの貸し出しの割合が多い地域の金融機関の貸出金利というものは、大企業向け貸出資金の割合の多い都市銀行等々の貸出金利よりも一般的に高い傾向にあるのははつきりいたしております。地方銀行で一・〇九、信用金庫で一・七二等々、差があるのは間違いない事実だと私どもも理解をしております。

ただし、地域の金融機関の貸出金利は趨勢的には低下をしてきておるという傾向にあることもまた確かです。さらにまた、金融庁が地方中小企業に直接ピアリングをした結果を見ますと、中小企業自身は、金利の高低よりも、我々としては、みずから事業に対する金融機関の理解、また、金融機関からのアドバイスというものを重視しているという実態にもこれは留意をしておかねばならないことだと思っております。

○宮本(岳)委員 九月十五日に公表された金融庁の金融レポートですけれども、各方面に大きな衝撃を与えました。二〇一五年三月期において、地域金融機関の本業の利益率は四割の金融機関でマイナスになります。十年後の推計では六割がマイナスになるとの結果でございました。金融レポートは、本業マイナスの原因について、地域金融機関の二〇一六年三月期決算から「株式等売却益の増加等により、当期純利益は高水準となつていい。一方、資金利益は、貸出金利回りの低下を

ことを主因に低迷している。こう指摘をしております。

大臣に聞きますけれども、日銀の金融政策によって地域金融機関にマイナス金利政策の影響を含めて深刻な副作用が起こっている、こういう指摘について認識を共有しておりますか。

○麻生国務大臣 この金融レポートにおいてお示しをさせていただきましたとおり、金融厅におきましては、一〇一二五年三月期における顧客向けサービス業務の内容の利益率を試算した結果、六割を超える地域銀行がマイナスとなる結果となつております。

このように、地域金融機関を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況になつておるという理解はいたしております。

○宮本(岳)委員 金融機能強化法改正案は、マイナス金利等により本業の収益を悪化させた地域金融機関に対して公的資本の注入をし、収益性と効率性を引き上げていくなど非常に強力な仕組みも盛り込まれております。金融機関が自主的に申請するという形をとつておりますけれども、アベノミクスの恩恵もない地域経済を支え、マイナス金利等で苦しんでいる地域金融機関は申請に追い込まれる可能性も指摘をされております。

例えば、金融機関に収益性と効率性の向上を求めれば、貸し出しをふやせない金融機関は既存の貸出金利の引き上げを図ることになるのではないのかと思うんですねけれども、金融庁はそのような認識をお持ちですか。

○遠藤政府参考人 先生御指摘のように、人口減少少ありますとか低金利の継続など厳しい経営環境のもので、各金融機関はみずからの経営のありようなどを検証し、その創意工夫によつて持続可能なビジネスモデルを構築すること、これが求められております。我々も、彼らとの議論の中ですういったことを彼らに要請しているところでございます。

先生御指摘の、貸し出しをふやさない金融機関

は既存貸し出しの金利を引き上げるのではないか」という御指摘でござりますけれども、今のように、人口減少などによって借り入れ需要の減少が予想されます。

むしろ金融機関は、顧客の事業の内容や成長可能性を適切に評価して、企業価値の向上につながるアドバイス、ファイナンスを提供し、企業側の評価を得ることで、金融機関もその対価として手数料や金利を確保するということが、持続可能なビジネスモデルの一つの有力な選択肢ではないかなというふうに考へます。

○宮本(岳)委員 日銀の金融緩和政策によって地域金融機関の体力は非常に低下をしている、既にそういう指摘は出ているわけですよ。先ほどの中小企業中央会の大村会長ですけれども、同じこの毎日新聞のインタビューで、「マイナス金利幅が拡大して金融機関がますます疲弊すれば、中小企業に対する融資の判断が厳しくなり、貸出先の選別が始まるかもしれない」、「貸出金利がかえって上がる可能性もある」と危惧をされております。

○宮本(岳)委員 今のお話にあつた金融行政方針、これでありますけれども、この金融行政方針によって金融機能強化法がどう運用されていくかということがいよいよ問題だと思うんです。

地域金融機関に収益性と効率性の向上を求めるために金利を引き上げるか、そもそも金利を引き上げるか、さらもなくば、収益にならない、利益にならない企業への融資を打ち切るという蓋然性が高まります。つまり、地域金融機関が赤字中小企業の廃業を推し進めることになりかねないと思うんです。

事実、安倍内閣が六月二日に閣議決定した日本再興戦略二〇一六年では、中小企業等の開業率が廃業率を上回る状態にし、廃業率、開業率が一〇%になることを目指すと明記をされております。

これは、長年地域で必死に頑張ってきたような中小零細業者に、見込みのないところは早目に潰れてくれと言わんばかりの話であります。私は、きょう内閣府に来ていただいておりますから聞くのですが、開業率はともかく、なぜ政府が廃業率を目標にしなければならないのか。廃業するかどうかは事業主本人が判断すべきことではあります

かなどという問題意識でございます。

十分な担保、保証がない先でありますとか信用

力が劣る先に対しても、コンサルティングなどの支援を通じて企業価値の向上に貢献することができるのです。

○宮本委員から、日本再興戦略二〇一六の中で新陳代謝を円滑に進めて新たな産業を創出し、成長力のある分野に経営資源をシフトしていくことは、先ほど申しました企業価値の向上につながるアドバイスでありますとかファイナンスというものを提供することによって、企業側にそれを評価してもらつて、一定の手数料とか金利を確保するといふのが持続可能なビジネスモデルではないかなどいうふうに考へます。

一方、我が国経済の活性化のためには、産業の新陳代謝を円滑に進めて新たな産業を創出し、成長力のある分野に経営資源をシフトしていくことでも、一方的な金利の引き上げというのはなかなかやはり困難ではないかなと思います。むしろ、これも、一方的な金利の引き上げというのはなかなかとうかとついては、あくまで事業主本ども、この実態を把握しようというふうに考えておられます。

一方でありますけれども、委員御指摘のとおり、廃業するかどうかということについては、あくまで事業主人が判断すべきことであるというふうに考えておられます。

一方でありますけれども、委員御指摘のとおり、廃業するかどうかということについては、あくまで事業主人が判断すべきことであるというふうに考えておられます。

この開業率と廃業率についてですけれども、まず一つは、我が国の開業率、廃業率はおむね五%程度、欧米はおおむね一〇%程度、数字の差はある程度けれども、日本でも欧米でも開業率と廃業率が同じような動きをしていて、一般論としては開業率、廃業率には相関関係があるといふうにあります。

もう一つは、産業の新陳代謝が活発な社会ほど開業率が高くなるといふに認識しております。でも、だからといって、再興戦略の中でも、起業に対する意識改革が必要だというふうに述べています。でも、だからといって、廃業率を高めることで開業率を高めるというアプローチはとつてゐるわけではございません。

いずれにしましても、成長戦略に掲げた目標の達成に向けて、さまざまな政策を総動員して取り組んでまいりたいというふうに考へています。

○宮本(岳)委員 それは当たりなんですね。

先ほど大臣は、社会主義だつたらまるで事業主が決められないかのよう、そういう答弁のときには私の方に向いておっしゃるわけであります。が、そういう御答弁がありましたがけれども、決してそんなことはありません。これまでのにせもの社会主义はいざ知らず、我が党の掲げる社会主

えを申し上げます。

○越智副大臣 経済再生担当の副大臣としてお答え申し上げます。

宮本委員から、日本再興戦略二〇一六の中で新陳代謝を円滑に進めて新たな産業を創出し、成長力のある分野に経営資源をシフトしていくことでも、この実態を把握しようというふうに考えておられた次第でございます。

貸出金利が引き上がるということに関しましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、私ども、この実態を把握しようというふうに考えておられる次第でございます。

一方、我が国経済の活性化のためには、産業の新陳代謝を円滑に進めて新たな産業を創出し、成長力のある分野に経営資源をシフトしていくことでも、一方的な金利の引き上げではないかなと思います。むしろ金融機関は、顧客の事業の内容や成長可能性を適切に評価して、企業価値の向上につながるアドバイス、ファイナンスを提供し、企業側の評価を得ることで、金融機関もその対価として手数料や金利を確保するということが、持続可能なビジネスモデルの一つの有力な選択肢ではないかなというふうに考へます。

○宮本(岳)委員 日銀の金融緩和政策によって地域金融機関の体力は非常に低下をしている、既にそういう指摘は出ているわけですよ。先ほどの中小企業中央会の大村会長ですけれども、同じこの毎日新聞のインタビューで、「マイナス金利幅が拡大して金融機関がますます疲弊すれば、中小企業に対する融資の判断が厳しくなり、貸出先の選別が始まるかもしれない」、「貸出金利がかえって上がる可能性もある」と危惧をされております。

○宮本(岳)委員 今のお話にあつた金融行政方針、これでありますけれども、この金融行政方針によって金融機能強化法がどう運用されていくかということがいよいよ問題だと思うんです。

地域金融機関に収益性と効率性の向上を求めるために金利を引き上げるか、そもそも金利を引き上げるか、さらもなくば、収益にならない、利益にならない企業への融資を打ち切るという蓋然性が高まります。つまり、地域金融機関が赤字中小企業の廃業を推し進めることにならぬかとおもいます。

事実、安倍内閣が六月二日に閣議決定した日本再興戦略二〇一六年では、中小企業等の開業率が廃業率を上回る状態にし、廃業率、開業率が一〇%になることを目指すと明記をされております。

義というのはそういうものじゃありませんで、党の綱領もきょうはお持ちいたしましたけれども、国民の消費生活を統制したり画一化したりするいわゆる統制経済とは全く無縁で、個人の発意を第一に尊重するということはつきり掲げているわけです。

それで、金融仲介の改善に向けた検討会議のメンバーに、多胡秀人さんという、地域の魅力研究所代表理事さんがいらっしゃるんですが、その方が「金融財政事情」十一月七日号にこういうふうに書いておられました。「借手の財務内容がすべてではない。それ以上に重要な視点がある。借手の事業実態や経営者の資質はもとより、当該借手の地域における存在意義（雇用や地域商流など）が融資を行う際の非常に重要な決定要因となる。」こう述べておられまして、ただただ収益がどれだけ上がっているかどうかだけで選別するものじゃないだということを多胡さんは、この方は検討会議のメンバーでありますけれども、指摘をしておられます。

これは大臣にお伺いするんですが、こういう考え方、これは大臣も共有されますか。

○麻生国務大臣 御指摘のように、雇用とか地域の商売の流れ、商流というものを考えたときにおいては、地域において不可欠な企業というのはあるんだと思っていています。

わかりやすい例はやはり、疲弊していった地域を比べると、和歌山と違つて私ども筑豊は、極端に言つたらわかりやすい例がいっぱいありますので、そこを見ますと、その中で地域としてのそこそここの企業が、銀行の理解も得てさちつと残つた企業はそこで雇用を継続しましたし、もちろん経営者の才能もあったんだと思いますが、立て直した結果、そこの中でもどんどんなくなつて、いつてその地域から出ていった企業に比べて、そこに企業をとどまらせた企業、とどまらせた金融機関等々のあつたところは、今でもその地域において人口が余り減つておりますし、事実、その地域においては、確実な地盤というものをこの数

十年間でさらに確立したという事実が幾つか散見されます。

そういう意味では、やはり金融機関といふものは、その事業の内容とかそういうものをよく見てた上で、ファイナンスだけでもうかる、もうからないという話以外のところも考えないと、地域銀行としてはいかがなものかという感じがいたしておりますので、珍しく意見が合つておるると思います。

○宮本(岳)委員 金融庁が五月二十二日に発表した「企業ヒアリング・アンケート調査の結果について」というものを見ますと、中小企業からは、金融機関の「融資スタンスに対する厳しい声が圧倒的に多い」とされております。担保や公的な信用保証がつかなければお金を貸そうとしないという金融機関の姿が浮き彫りにされております。

これまで政府は、二〇〇二年の金融再生プログラムあるいはリレーションシップバンкиング等々で、地域金融政策の中心課題として、地域経済の再生とか地域経済の活性化、多胡さんが主張される内容に近いことを言つてまいりました。しかし、金融庁が実際に進めたのは、不良債権の処理として今強硬に地域金融機関を再編したり、やはり潰したりということがありました。

アンケート結果は、金融庁が目指した方向とは違ひ、現在の地域金融の姿が中小企業の経営に寄り添つた支援となつていなかつたということを示していると思うんです。これまでの金融庁のあり方、金融行政のあり方に問題があつた、この点は大臣もお認めになりますか。

○麻生国務大臣 これは宮本先生御指摘のあれは、中小企業から金融機関は担保、保証に依存した融資スタンスをとつてゐるとの御意見があると

なんて言葉もあつた、もう誰も覚えていない言葉ですけれども、住専なんて言葉もありまして、そいつた不良債権の問題の克服というのにあれば一定の成果があつたことは間違いないと思います。

ただし、そのまま機械的に継続すると、これは担保とか保証とか必要以上の重視をする副作用を生むということなんだというふうなことを申し上げて、銀行は融資をやつておるので、質屋をやつているんじゃありませんから。

そういった意味では、我々としてはきちんと認識をしてもらいたいということで、金融担当大臣が言われた方が何か言つておられましたけれども、あの時代は間違いくそです。そういうふた時代と違つて今は金融育成厅というイメージに変えるということを最初に四年前に言つて、四年連続、一月の話はこの話しかしていないで

すが。今年、金融仲介機能のベンチマークというのを、これは本の中にそういうのをきちんと書かせていただいておりますが、金融機関との対話を通じて、いわゆる担保とか保証とかいうものに過度に依存しない、加えて、経営者というものを見た上で融資の転換と促進というものをぜひ進めろという方向をはつきり、今まで口で言つていたものを紙に出してきちんと出したという形にしておりますので、そういう傾向はなかなか簡単には直らないな廃業を選択する場合の取引先対応等も含めた円滑な処理等への協力など、ライフステージがなり終わりの部分にあるような企業に対しても、顧客企業自身とか関係者にとって真に望ましいソリューションというのを、これは金融機関というのは積極的にやるべきではないかということは我々は彼らと議論しております。

一方的に、金融機関側の一方的な論理によつて、あるいは企業側の実態というものを踏まえずに廃業に追いやるというようなことを金融機関がもちろんやるべきではございませんし、そういうふうなことは別な違う面が強調されて受けとめられていると思います。

資料二を見てください。十一月一日に開催され

たらしい、与信管理DAYと銘打つた日本経済新聞社主催のフォーラムの広告であります。本文の冒頭、「現在、金融庁と経済産業省は「事業性評価」を大きなテーマに掲げています。これによりリーマン・ショック後の企業倒産抑制の流れが変わることになります。」「事業性評価」は企業を財務面だけでなく、非財務面からも分析し「事業の将来性」を判断するものです。将来性が期待される企業には支援を強化する一方で、先行きが見えない企業には廃業も選択の一途としています。こう言って、倒産減少時代終えんの可能性を指摘しております。

赤字の中小企業を廃業に追いやる、これが現在の金融庁と経済産業省の考え方だと受けとめられているのではないかと思いますが、いかがですか。○遠藤政府参考人 委員おっしゃいました事業性評価というのは、金融機関がまさに企業の実態というものをよく見て、担保、保証がなくともその企業の実態、企業の将来性、あるいはその経営者の資質、そういうものに基づいてきちんと融資を決めるという話でございます。企業は、それぞれ応じた事業性評価、企業に対するコンサルタントとかアドバイスというのが必要だと思います。従来も、債務整理などを前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言とか、顧客企業が自主的な廃業を選択する場合の取引先対応等も含めた円滑な処理等への協力など、ライフステージがなり終わりの部分にあるような企業に対して、顧客企業自身とか関係者にとって真に望ましいソリューションというのを、これは金融機関というのではなくて、企業の実態をそのライフステージに応じて常に見て、事業性評価、コンサルテイン

グ機能というものを發揮してほしいという議論をしているところでございます。

○宮本(岳)委員 あなた方が昨年十二月十八日に設置した金融仲介の改善に向けた検討会議、その議事要旨を見ますと、そうおっしゃるけれども、実際にやはり、効率の悪いところは潰せという意見が出ているわけです。四月四日に開催された第三回検討会議では、メンバーから、「そのような中で、地域金融機関が果たさなければならない役割は大きい」「産業全体の伸びが期待しにくい時代には、強い産業を伸ばしていくことが重要であり、競争力に劣る企業は転廃業を進めることが必要である。」という意見が出されております。六月二十

七日、第五回検討会議であるメンバーは、「日本の場合、とりわけ新陳代謝が遅れているのがサービス産業であり、もっと廃業等を増やすないと生産性は上がらない。問題は、本来競争から生ずるべき一定レベルの廃業がこの国で起きず、かつ、倒産を一生懸命止めてきたことにあると思う。その結果、金融機関、信用保証協会、経営者あるいはそこで働いている人全員にとって、多分この国は倒産コストの世界で一番高い国となつた。」とま

で言い放っているんです。

それでもう時間がないので資料三も行きますけれども、資料三にちょっとセンセーショナルな週刊誌の記事をつけておきました。週刊現代十月十五日、二十二日合併号であります。「このままでは銀行が潰れる」という見出しが躍つております。

問題は記事の冒頭でありますけれども、「この国には銀行の数が多くなる。しかも、担保を取つて貸し出すだけで何の工夫もしていないし、知恵もない。これだけ金融緩和をしているのに、融資を必要としている起業家たちにカネが回つていなければ、この公的資金の投入、特に資本増強制度について貸し出すだけ何の工夫もしていない」といふのはどうしたことだ。金融機関がまともに機能していないから、日本ではアップルのようなノベーションが生まれないんだ。自己保身しか考

信親金融庁長官はこう考へておられる。」と書いているんですから、言つたことじゃなくて、考へておる

ようだという記事のようであります。確認しますが、金融庁はこのように考へておる

んですか、いらないですか。

○遠藤政府参考人 「こう考へておる」ということでござりますので、その内容について、ちょっと敷衍した我々の考え方を申し述べさせていただ

きます。

ちょっと繰り返しになりますけれども、我々が金融機関と議論しておりますのは、今のような金融機関の経営環境が厳しい中で、金融機関は必ずから問題意識を持つて、自主的な創意工夫のもとで持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組みを行つてくれということでございます。再編統合ありきの議論は金融機関とはしておりませ

ん。

金融庁といたしましては、これまで金融機関に對して、担保、保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容とか成長可能性を適切に評価して、企業価値の向上につながる融資あるいは本業支援の取り組みを促してきたところでござ

ります。

先ほど申し述べました日本型金融排除というこ

とに關しても、こういう日本型の金融排除が生じてゐるのではないか、企業に対する貸し出しの選別が行われてゐるのではないかということについても、これは鋭意、本事務年度、その実態把握に努めてまいりたいというふうに思つております。

それから、先ほど申しました事業性評価を行う

場合には、企業のライフステージに応じた、その企業の状態にふさわしいアドバイス、まず評価を

して、その状態を把握して、それからサポートを

する、コンサルティング機能を發揮するというこ

とでござりますので、そのライフステージに応じたサポートを行つておられるかと、いうことにつ

いて金融関係とよく議論して、その実態を把握したいというふうに考えております。

○宮本(岳)委員 最後にちょっと大臣に確認だけしたいんです。

そういう意味では、あくまでそんなことは考えていないと言うのであれば、地元企業を生み育てるという本来の仕事を地域金融機関にきちっとさせることです。中小企業にとって金融

は命綱ですから、中小企業金融円滑化法の精神を生きかして実践していくことが、今の地域経済の再生や活性化に必要だと思います。

とりわけこれから年末に向けて、急な資金需要や年越しのための資金が必要になります。こうしてとにかくきちんと対応する御決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○麻生国務大臣 直接金融をやれます大企業に比べて、間接金融に頼らざるを得ない零細中小企業等々の立場というのを考えましたときに、今言われましたように、私どもとしては、金融機関の方といふものを先ほど局長の方から答弁いたしましたように、その方向できちんと対応してまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 終わります。

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

私からも本改正案につきまして質疑させていただきます。何分、最後ということでおざいますので幾つかぶつてあるものもございますが、通告の関係上、お許しいただきたいというふうに思いました。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございま

す。

まず最初に、今回三回目の延長ということです

が、この公的資金の投入、特に資本増強制度についてお伺いしたいんです。期間延長を今回五年とされていますけれども、前回も五年ですが、

年とされていますけれども、前回も五年で思

います。

まず最初に、今回三回目の延長ということです

が、この公的資金の投入、特に資本増強制度についてお伺いしたいんです。期間延長を今回五年とされていますけれども、前回も五年ですが、

年とされていますけれども、前回も五年で思

います。

日本大震災に比べても非常時だと考へるかどうかといふと、この委員会でも議論してきましたが、大臣は、非常にナローパスを通つておるという御発言もありましたけれども、しかし、そこまで非常時かと言われば、その過去二回に比べては、

いささか弱いかなというふうに思ひます。

そうした中で、今回五年延長したという理由についてまずお伺いしたいんですけれども。

○麻生国務大臣 これは丸山先生御存じのよう

に、この金融強化法というのは、金融機関が金融仲介機能というものを安定的に發揮して、その地域における経済の活性化を図るためにつくられた制度的な枠組みだと理解しております。

その上で、現在の金融とか経済情勢というのと、二〇〇八年のリーマン・ブラザーズのときとか二〇一一年の東北大震災のときの状況とはもう明らかに異なつていて、現在は、あのときのように、全く市場からキャッシュがなくなるといったような事態でもありません。その点につきましては今後とも確かに理解しております。

その上で、景気につきましては今後とも、今は少子高齢化というので地域の格差がついていよいよな話がありますし、潜在力が少し低下してきてるのではないかという構造的な要因等々もあるんですけれども、それに加えて、世

界的に見て、今は少なくとも日本の新聞の予想は、トランプになるとなるとどんでもないことになると言つたけれども、果たしてそうかと。この種の予想はおよそ当たらぬというのはもう如実に証明されておりま

すので、私どもはあんなものを頼つておるわけにはつきりしてますので、あの種の予想がおよそ

つか成長の減速リスクというものは、これはもう

いきませんので、自分たちできちんととした分析

をせなきやいかぬのだと思つております。

少なくとも、世界経済を見て、需要が低下する

ことが多いかな金融機関がまたもやんと考へたり、いろ

いろいろなことを考えておかなければなりませんので、こうした金融とか経済情勢というのを考えますと、金融機関というのは、何か起きたときにばつと直ちにというのができるようになります。それで、私がいるべき立場といたしましては、金融といふものがきちんとしておかないと、リーマンのときでいえばアイルランドが一番かと思いますが、国としては極めて内容のよかつた財政内容にもかかわらず、ありました銀行七つがいずれも倒産ということになつて、結果として国がそれを全額債務保証ということになつて、国が今度は破綻といふことになつて、いつた歴史から学ばないかぬところだと思つておりますので、そういう意味では、金融機能強化法という枠組みというものは必要だと思っておりますので、私どもとしては、これが今後どうなつていくかというのに関してまだいま一つ読めないところがいっぱいありますので、今回の場合には、申請期間というのを五年というように置かせていただいたという経緯であります。

○丸山委員 現状把握として、リーマン・ショックのときとか東日本大震災のときほどではないという認識は一致している。しかし、世界経済を見ても、そうじやなくても、いつ何が起こるかわからないといった状況の中で、それに対応するということを、現状の枠組みを維持する必要がある。そのためには五年延長したいという大臣の御答弁だったんですね。

そうしますと、つまり、リーマン・ショックとか東日本大震災があろうがなかろうが、やはり世界的なりスクがあつて、そしてなおかつ、何かあつたときに対応するのが政府として必要なものだということであれば、これは三回目の延長なんですね、そう考えたら、通常に考えて、恒久法として、どういうことがあってもきちんと政府としてこれに対応していくんだという考え方をしてしかるべきタイミングだと思うんですけれども、しかし、そういうなく五年とされたというところに私の中でもまだ腹にすとんと落ちないところがあるんで

○武村大臣政務官 お答えいたします。
金融機関の資本の確保につきましては、基本的には、金融機関みずから経営判断によりまして、市場の自由な取引の中で対応することが望ましいと考えます。
こうした点を踏まえますと、金融機関の資本確保のための制度である金融機能強化法につきましても、その時々の状況に照らして措置の必要性を判断すべきものと考えております。今般の法改正におきましても、前回同様、时限措置とさせていただいたところでございます。
○丸山委員 先ほどの大臣の御答弁だと、タイミングいかん関係なく危機を救わなきやいけない可能性があるということだったんですけども、今のお話だと、時々でという政務官の御回答もあって、逆に、时限法にしてしまうことで、切れてしまつたときに、人々が一この問題が、政府の対応が必要なことが起こり得たり、逆に言えば、例えねじれてしまつて、そういうことも今後の政治の中であり得るかも知れない。
そうしたときに、ではその個々に対応できるかというと、逆に対応できない可能性もあると思うんですねけれども、そのあたりはどうお考えになるんですか。
○武村大臣政務官 お答えいたします。
ささまざまなりスクがある中で、今回は、その時々の状況の中で、必要だというふうに判断をさせていただきました。
以上でございます。
○丸山委員 私も必要だというふうに考えておりましまし、何も政務官と意見が違うとは思つていませんので、政務官をざやあざやあと言ふために立つてはいるわけではございませんので。
この辺、恒久措置もそろそろ検討しなきやいけないなどいうふうに思つていまして、もちろん検

討もされているんだろうというふうに思うんですねけれども、その辺についてもう一度、五年としたお話をどうよりは、逆に、恒久的な措置とすべきかどうかということについては、検討すべきかどうかというの、イエス、ノーではどうお答えになりますか。

○麻生国務大臣 これはもう丸山先生御存じのように、金がかかりませんから、全くコストはゼロですから。だって、今は何も出ているわけじゃないからコストはゼロですから。そういう意味では別に今は何ということはないんですけれども、いざというときのためにきちんとしておかなければなりませんと思つておりますので、少なくとも今は五年、五年でやらせていただいて、今は、御存じのような置かれている状況というのは、我々の目先、ちょっとアレグジットの話がどうなるかよくわからぬとか、ほかにも中国がどうなるかわからぬとか、いろいろ周りもいつぱいありますので、こういう可能性がまた起きたときにまた慌ててつくるくらいだったら、あらかじめきちんと用意しておいた方がいいではないか、恒久法にすればいいじゃないか、その場合は、だって別にコストはかかるないんだからいいじゃないかという御意見もないわけじやありません、正直言つて。

したがいまして、五年の間に時間がありますので、五年後、そのときにはやはり、今度は別の地域で同じような問題を抱える可能性というのはゼロじやありませんので、そのときになつて改めて五年後、もうそのころは私は生きておらぬでしょうけれども、そちらの方は元気でしようから、検討されるべき時期に来るのかもしません。

○丸山委員 五年後に向けて検討されるということでござります。大臣もまだまだ現役でお元気だというふうに推察いたしますので、御謙遜されず、に、ぜひともしっかりとやつていただきたいといふふうに思ひます。

そうしましたら、恒久的措置のお話の次にお伺いしたいのは、震災特例のお話です。

平成二十四年、例の東日本大震災のときには、二二

行、銀行二つ分に対し四百億円の補助、要は資本参加をしているようですが、それ以降要請がないということなんですかけれども、一方で、ことし四月に熊本地震が発生しましたけれども、非常に熊本の状況が気になるところでござります。

まず、この熊本の状況が今どうなっている、大丈夫でしょうかとかいうところをお伺いしていただきたいのが一つと、そして、熊本の金融機関、もし必要であれば、この震災特例を適用していかなきやいけないと思うんですけれども、この適用の検討の是非についてどう考えていらっしゃるのか、政府に伺いたいんです。

○武村大臣 政務官 お答えいたします。

ただいま御質問いただきました金融機能強化法の震災特例につきましては、東日本大震災で被災しました金融機関等を対象といたしまして、被災地域におきまして金融機能を維持強化するとともに、預金者に安心感を与えるため、前回、平成二十三年の法改正時に導入されたものでございま

す。

これまで、十二金融機関、資本参加額にしまして一千三百十億円の利用実績がございます。東日本大震災後の地域経済の復興に一定の貢献があつたものと考えております。

しかし、御指摘のとおり、平成二十四年十二月を最後に、約四年間利用実績がなく、新たな申請も見込まれておりません。

また、熊本地震に関しましては、被災地の地域金融機関から震災特例についてのニーズは特段寄せられていないところでございます。

なお、金融庁といたしましては、被災地の地域金融機関につきまして十分な水準の自己資本比率を確保しておりますので、今のところ、健全性に懸念はないというふうに認識しております。

こうしたことを行わないこととしたものでござります。

○丸山委員 要請はないにこしたことはありませんが、十分ウォッチいただいているということで震災特例の延長を行わないこととしたものでござります。

開示するという形で、開示項目の充実に努めてきているところでござります。

今後とも適切な開示に努めてまいりたいと考えておりますが、開示の内容によつては市場での株価形成に影響を与えるおそれがあるということには、同時に留意が必要かというふうに考へてゐるところです。

○丸山委員 万が一のときのため、金融機関を守つていく、そして国民の生活を持つていく対応をお願い申し上げまして、私、丸山穂高の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。

宮本徹君。

○宮本(徹)委員 私は、日本共産党を代表しまして、金融機能強化法等改正案に対する反対討論を行います。

本法案は、来年三月で期限切れとなる三つの法案を五年間延長するため、一本にまとめて提出したものです。

おのおのの法案は、国民生活と日本経済にかかる重要な法案であり、本来はそれぞれ個別に提出するべきものと指摘しておきます。

まず、金融機能強化法の改正案は、銀行、信金、信組等に対し、国が公的資金での資本注入によって経営支援、組織再編の支援を行うものです。その資金は、預金保険機構が政府保証で調達するのですが、損失が出れば税金での負担となります。二〇〇四年の法制制定時から、我が党は、公的資金注入で、責任のない国民に損失負担のリスクを負わせることに道理はないという立場で反対してきました。

また、本案は、政府に対して、計画の審査、報告徴求や命令を通じた実施状況の監督など、銀行等に対する強い権限が与えられています。安倍政

権による利益本位の金融行政が一層強力に進められる懸念があります。延長すべきではありません。

次に、保険業法の一部改正案です。保険会社の破綻処理は、まずは保険業界の負担で行うべきものであり、我が党は、国民負担となる政府補助には反対です。これも延長すべきではありません。

最後に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正案は、保有株式を処分するための受け皿として銀行等保有株式取得機構を設立し、機構が銀行等から株式を買い取り、長期間かけて売却処分すること等を規定しています。

機構は、政府保証のついた財源調達により株式の買い取りを進めています。株価が下がり、機構が損失をこうむった場合、穴埋めをするのは政府であり、最終的には国民負担となります。銀行が負うべき株式保有の損失リスクを国民に肩がわりさせれる仕組みは問題です。

そもそも、銀行が抱える株式保有リスクは銀行自身が負うものです。銀行の株式保有を規制することは経営健全性等から必要な措置ですが、損失リスクを国民負担に転嫁することは銀行業界のモラルハザードを招きます。これも延長すべきではありません。

以上、反対理由を申し上げ、討論とします。

○御法川委員長 これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求めておりりますので、これを許します。金融担当大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえて配慮してまいりたいと存じます。

○御法川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。木内孝胤君。○木内(孝)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等については、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めるよう最大限の努力をし、処分後に

おいて、同機構は、速やかに解散すること。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

○御法川委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求めておりりますので、これを許します。金融担当大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえて配慮してまいりたいと存じます。

○御法川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

平成二十八年十一月六日印刷

平成二十八年十二月七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P